

別 表

- A－1 林道開設事業（森林環境保全整備事業）
- A－2 林道改良事業（森林環境保全整備事業）
- A－3 林道舗装事業（森林環境保全整備事業）
- A－4 県単林道事業
- A－5 地域活性化林道事業
- A－6 林道施設災害復旧事業
- A－7 林道施設災害関連事業
- B－1 民有林造林事業
（森林環境保全整備事業、農山漁村地域整備交付金）
- B－2 民有林生産拡大促進事業
- B－3 ふるさとを育む森林づくり事業
- B－4 森林災害復旧造林事業
- B－5 林業経営集積促進事業
- B－6 次世代森林集約化促進事業
- B－7 未来の森づくり支援事業
- B－8 次世代林業機械導入支援事業
- D－1 特用林産振興対策事業
- D－2 きのこ王国支援事業
- D－3 農林水産業共同利用施設災害復旧事業
- D－4 きのこ生産緊急経営再建支援事業
- D－5 きのこ生産資材価格高騰緊急対策事業
- E－1 森林（もり）の守り手育成事業（森林組合育成対策事業）
- F－1 県産材 PR 促進事業
- F－2 ふるさと新潟木づかい事業
- F－3 県産材で家づくり総合対策事業
- F－4 県産材輸出拡大プロジェクト推進事業
- F－5 異業種等連携による木材供給拡大事業
- F－6 つなぐプロジェクト活動支援事業
- G－1 林地崩壊防止事業
- G－2 災害関連山地災害危険地区対策事業
- G－3 小規模補助治山事業
- G－4 森林機能保全整備事業（補助）
- G－5 緑のばんそうこう事業（補助）

- H－ 1 県単森林病虫害等対策事業
- H－ 2 国庫補助森林病虫害等対策事業（森林病虫害等防除事業）
- H－ 3 国庫補助森林病虫害等対策事業
（森林環境保全整備事業、農山漁村地域整備交付金）
- H－ 4 樹種転換緊急促進対策事業
- H－ 5 拠点の森づくり事業
- H－ 6 花粉の少ないスギ苗木の生産拡大事業
- H－ 7 花粉の少ない森林への転換促進支援事業
- I－ 1 森林資源デジタル管理推進対策事業
- I－ 2 スマート林業強化支援事業

別表

番号	事業名	補助事業交付の対象となるもの	補助金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告書、遂行状況報告書に添付する添付書類
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	
A-1	林道開設事業 (森林環境保全整備事業)	市町村又は 森林組合	国が補助の対象とする森林管理道・ 林業専用道開設事業に要する経費	当該経費の7/10以内 ただし、平成11年度 以前から継続路線の 場合は 当該経費の8/10以内	施行路線ごと の事業費の30% を超える増減	1 施行路線の変更 2 施行路線の位置 又は全幅員の変更 3 施行路線ごとの 施行延長の30%を 超える減少又はそ の事業費単価の 30%を超える増加	別記(林道事業) の様式による。

番号	事業名	補助事業交付の対象となるもの	補助金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告書、遂行状況報告書に添付する添付書類
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	
A-2	林道改良事業 (森林環境保全整備事業)	市町村又は 森林組合	<p>1 国が補助の対象とする幹線林道の改良事業に要する経費</p> <p>2 国が補助の対象とするその他の林道改良事業に要する経費</p> <p>3 国が補助の対象とする林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業に要する経費</p> <p>4 国が補助の対象とする老朽化対策に要する経費</p> <p>5 国が補助の対象とする機能回復に要する経費 (1)林業生産基盤整備道又は林業専用道 (2)山村強靱化林道</p> <p>6 国が補助の対象とする農道等改良に要する経費</p> <p>7 国が補助の対象とする林道施設老朽化緊急対策に要する経費 (1)林道施設老朽化対策 (2)林道改良対策 (3)林道施設PCB廃棄物処理促進対策</p>	<p>当該経費の7/10以内</p> <p>当該経費の1/2以内</p> <p>当該経費の1/2</p> <p>当該経費の1/2</p> <p>当該経費の1/2</p> <p>当該経費の3/10</p> <p>一体的に実施する事業の交付の基準に準じる</p> <p>4の交付の基準に準じる</p> <p>1又は2の交付の基準に準じる</p> <p>3の交付の基準に準じる</p>	<p>対象となる経費欄の1、2の事業による場合</p> <p>1 幹線林道とその他林道の区分ごとの事業費のそれぞれの間の増減</p> <p>2 施行箇所ごとの事業費の30%を超える増減</p> <p>対象となる経費欄の3、5の事業による場合</p> <p>1 総事業費の30%を超える増減</p> <p>対象となる経費欄の4の事業による場合</p> <p>1 施行箇所ごとの事業費の30%を超える増減</p>	<p>対象となる経費欄の1、2、4の事業による場合</p> <p>1 施行箇所の変更</p> <p>2 施行位置、構造又は全幅員の変更</p> <p>3 施行箇所ごとの施行延長の30%を超える減少</p> <p>対象となる経費欄の3の事業による場合</p> <p>1 総実施箇所数の30%を超える増減</p>	別記(林道事業)の様式による。

番号	事業名	補助事業交付の対象となるもの	補助金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告書、遂行状況報告書に添付する添付書類
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	
A-3	林道舗装事業 (森林環境保全整備事業)	市町村又は森林組合	1 国が補助の対象とする幹線林道舗装事業に要する経費 2 国が補助の対象とするその他林道舗装事業に要する経費	当該経費の4/6以内 当該経費の8/15以内	1 幹線林道とその他林道の区分ごとの事業費のそれぞれの間の増減 2 施行路線ごとの事業費の30%を超える増減	1 施行路線の変更 2 施行路線ごとの施行延長の30%を超える減少又は事業費単価の30%を超える増加	別記(林道事業)の様式による。
A-4	県単林道事業	市町村又は森林組合	林道整備事業に要する次の経費 1 林道開設事業 2 林道改良事業	当該経費の45%以内	施行路線ごとの事業費の30%を超える増減	1 施行路線又は事業主体の変更 2 施行路線の位置又は全幅員の変更 3 施行路線ごとの施行延長の30%を超える減少又はその事業費単価の30%を超える増加	別記(林道事業)の様式による。
A-5	地域活性化林道事業	市町村	森林管理道開設・改良・舗装に要する経費	当該経費の25%以内 ただし、平成11年度以前から継続路線の場合は 当該経費の30%以内	施行路線ごとの事業費の30%を超える増減	1 施行路線又は事業主体の変更 2 施行路線の位置又は全幅員の変更 3 施行路線ごとの施行延長の30%を超える減少又はその事業費単価の30%を超える増加	別記(林道事業)の様式による。

番号	事業名	補助事業交付の対象となるもの	補助金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告書、遂行状況報告書に添付する添付書類
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	
A-6	林道施設災害復旧事業	市町村又は森林組合	<p>1 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号。以下「暫定法」という。)第3条第1項第2号に規定する災害復旧事業に関する経費</p> <p>2 暫定法第3条第3項に規定する地域及び同法第3条の2に規定する農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令(昭和25年政令第152号。以下「暫定法施行令」という。)第5条の3第1項第2号の地域において施行する災害復旧事業費のうち暫定法施行令第5条第1項第2号に定める額を超える部分に要する経費</p> <p>3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。)第5条の規定による激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和37年政令第403号。以下「激甚法施行令」という。)第14条第1項第2号に定める地域において施行する災害復旧事業に要する経費</p>	<p>(基本率) 当該経費の (1) 奥地幹線林道 65%以内 (2) その他の林道 50%以内</p> <p>(暫定法高率) 当該経費の (1) 奥地幹線林道90%以内但し、当該部分のうち暫定法施行令第5条第3項に定める額を超える部分については、100%以内 (2) その他の林道75%以内但し、当該部分のうち暫定法施行令第5条第3項に定める額を超える部分については、85%以内</p> <p>(激甚法高率) 当該経費の (1) 激甚法施行令第16条第2号イの部分 70%以内 (2) 同上 ロの部分80%以内 (3) 同上 ハの部分90%以内</p>	<p>1 年災別事業費のそれぞれの間の増減 2 施行箇所ごとの事業費の30%を超える増減(入札結果による場合を除く)</p>	<p>1 工種の変更 2 施行箇所の変更 3 復旧延長の変更 4 施行箇所ごとの事業費の30%に相当する額を超える増減</p>	別記(林道事業)の様式による。

番号	事業名	補助事業交付の対象となるもの	補助金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告書、遂行状況報告書に添付する添付書類
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	
A-6	林道施設災害復旧事業	市町村又は森林組合	4 林道施設災害復旧事業に係る概要書を作成するのに要した調査・測量・試験又は設計に関する委託費又は請負費に要する経費	当該経費の50%以内			別記(林道施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助)の様式による。
A-7	林道施設災害関連事業	市町村又は森林組合	1 林道施設災害関連事業に要する経費 2 激甚法第5条の規定による激甚法施行令第14条第1項第2号で定める地域において施行する災害関連事業に要する経費	(基本率) 当該経費の (1) 奥地幹線林道55%以内 (事業主体が森林組合の場合は60%以内) (2) その他の林道50%以内 (激甚法高率) 当該経費の (1) 激甚法施行令第16条第2号イの部分70%以内 (2) 同上 ロの部分80%以内 (3) 同上 ハの部分90%以内	1 年災別事業費のそれぞれ間の増減 2 施行箇所ごとの事業費の30%を超える増減	1 工種の変更 2 施行箇所の変更 3 復旧延長の変更 4 施行箇所ごとの事業費の30%に相当する額を超える増減	別記(林道事業)の様式による。

番号	事業名	補助事業交付の対象となるもの	補助金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告書、遂行状況報告書に添付する添付書類
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	
B-1	民有林造林事業 (森林環境保全整備事業、農山漁村地域整備交付金)	市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農林公社、森林所有者が主たる構成員となって農林水産大臣が定める規約を有する団体、森林経営計画策定者、特定非営利活動法人等、特定間伐等促進計画の実施主体に位置づけられた者、森林経営管理法の規定により県が公表した民間事業者	<p>森林造成の目的で行う次の各号の事業に要する経費</p> <p>1 森林環境保全直接支援事業</p> <p>2 共生環境整備事業 (1) 森林空間総合整備事業 ア 森林整備等 イ 用地等取得 (2) 絆の森整備事業 ア 森林整備等 イ 用地等取得</p> <p>3 特定機能回復事業 (1) 森林緊急造成 (2) 被害森林整備 (3) 重要インフラ施設周辺森林整備 (4) 林相転換特別対策(特定スギ人工林) (5) 保全松林緊急保護整備</p> <p>4 機能回復整備事業 花粉発生源対策促進事業</p>	<p>当該経費の4/10 ただし、森林所有者等による整備が進み難い森林等における分取方式による森林施業及びこれらに必要な路網の整備については事業費の5/10</p> <p>当該経費の7/10 当該経費の4/10</p> <p>当該経費の7/10 当該経費の4/10</p> <p>(1)~(4)は当該経費の4/10 ただし(1)、(3)のうち、市町村及び森林整備法人等が行う公的森林整備については事業費の5/10</p> <p>当該経費の7/10</p> <p>当該経費の4/10</p>	<p>森林空間総合整備事業の場合 別記に定める事業区分ごとの経費の30%を超える増減</p>	<p>森林空間総合整備事業の場合 1 施行地の変更 2 施行地ごとに30%を超える事業量の増減</p>	<p>1 森林空間総合整備事業の場合は、別記(森林空間総合整備事業)の様式による。 2 上記以外の場合は、別記(民有林造林事業等)の様式による。 3 交付申請書の提出時期は附表による。</p>

番号	事業名	補助事業交付の対象となるもの	補助金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告書、遂行状況報告書に添付する添付書類
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	
B-2	民有林生産拡大促進事業	森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林所有者が主たる構成員となって農林水産大臣が定める規約を有する団体、森林経営計画策定者、特定非営利活動法人等、特定間伐等促進計画の実施主体に位置づけられた者、森林経営管理法の規定により県が公表した民間事業者	資源循環、健全な森林の造成を目的として行う主伐後の再造林および下刈りに要する経費	当該経費の10%以内			1 別記(民有林造林事業等)の様式による。 2 交付申請書の提出時期は附表による。
B-3	ふるさとを育む森林づくり事業	森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、市町村(財産区)、森林所有者が主たる構成員となって農林水産大臣が定める規約を有する団体、森林経営計画策定者、特定非営利活動法人等、特定間伐等促進計画の実施主体に位置づけられた者、森林経営管理法の規定により県が公表した民間事業者	健全な森林の造成に資する、国庫補助の対象にならない以下の作業に要する経費 1 保育にかかる経費 2 既設道補強にかかる経費 (ただし、市町村負担を伴うものに限る。)	当該経費の30%以内			1 別記(民有林造林事業等)の様式による。 2 交付申請書の提出時期は附表による。

番号	事業名	補助事業交付の対象となるもの	補助金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告書、遂行状況報告書に添付する添付書類
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	
B-4	森林災害復旧造林事業	市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林所有者が主たる構成員となって組織する規約を備えた協業体、農林公社造林事業を行う一部事務組合及び財産区	激甚法第11条の2の規定による激甚法施行令第23条の2の第2項で定める地域において施行する災害復旧事業に要する経費	当該経費の2/3以内			別記(森林災害復旧造林事業)の様式による。
B-5	林業経営集積促進事業	森林組合、森林組合連合会、及び民間事業者	長期に管理するために必要な機材等の導入に係る経費	当該経費の1/2以内 (ただし、170万円を上限。 1事業者又は1共同実施主体につき1回限り)			別記(林業経営集積促進事業)の様式による。

番号	事業名	補助事業交付の対象となるもの	補助金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告書、遂行状況報告書に添付する添付書類
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	
B-6	次世代森林集約化促進事業						
	森林の集約化モデル地域実証	林業経営体、市町村、県、森林所有者、木材関連事業者(製材事業者、合板事業者及び工務店、建築・建設事業者等。)等の地域関係者で構成される協議会	森林の集約化モデルの実証に向けた取組に要する次の経費 1 集約化推進事業に係る経費 2 集約化条件整備事業に係る経費	定額、ただし2の集約化条件整備事業に係る経費のうち、レーザ計測情報整備に係る資機材費、路網設計支援ソフト等整備に係る資機材費及びICT生産管理ソフト等整備に係る資機材費については1/2以内			別記(次世代森林集約化促進事業(森林の集約化モデル地域実証))の様式による。
	集約化促進	森林組合、森林組合連合会、及び民間事業者	主伐・再造林地の集約化に要する次の経費 1 集約化活動に係る経費 2 ICT等による森林調査に係る経費 3 山土場整備、アクセス道の補強・改良に係る経費	1 定額(15万円/ha以内) 2、3 当該経費の1/2以内			別記(次世代森林集約化促進事業(集約化促進))の様式による。
B-7	未来の森づくり支援事業	ふるさと越後再造林基金	ふるさと越後再造林基金が未来の森づくり支援事業実施要領に基づいて交付するのに要する経費 1 低コスト再造林 2 低コスト下刈り ふるさと越後再造林基金が行うCO2吸収量算定に係る経費	定額 20万円/ha以内 5万円/ha以内 定額			別記(未来の森づくり支援事業)の様式による。
B-8	次世代林業機械導入支援事業	新潟県林業労働力確保支援センター	県内林業事業者を対象とした貸付に供する次世代林業機械の整備に要する経費	当該経費の3/4以内	事業費の30%を超える増減	機種の変更	別記(次世代林業機械導入支援事業)の様式による。

番号	事業名	補助事業交付の対象となるもの	補助金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告書、遂行状況報告書に添付する添付書類
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	
D-1	特用林産振興対策事業	新潟県特用林産振興協会	次に掲げる特用林産振興対策事業に要する経費 1 製炭技術講習会 2 製炭流通消費動向調査 3 製炭産地形成・需要開拓推進 4 木炭指導員設置 5 きのご生産流通消費動向調査 6 新規参入原木しいたけ栽培セミナー 7 きのご消費宣伝・共進会 8 きのご栽培技術講習会 9 その他、特用林産振興に必要な事業	当該経費の1/2以内	事業費の30%を超える増減		別記(特用林産振興対策事業)の様式による。
D-2	きのご王国支援事業						
	・高品質・安全・安心促進整備事業 ・低コスト化促進整備事業	市町村	農業協同組合、森林組合等がきのご王国支援事業実施計画に基づき行う事業に要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費	当該経費の1/2以内	同一事業主体に係る事業区分又は当該事業区分が2以上の設計となる場合は設計単位ごとに次に掲げる変更 1 事業費又は補助金の30%を超える増減 2 工事雑費以外の経費から工事雑費への流用	1 事業主体の変更、リースにおける借受者の変更 2 事業区分及び事業種目の新設又は廃止 3 機械及び施設の新設又は廃止 4 施行箇所又は設置場所の変更 5 事業種目又は設計単位ごとの事業量の30%を超える変更	別記(きのご王国支援事業)の様式による。
	・きのご設備等省エネルギー対策支援事業	農林業者の組織する団体、森林組合、農業協同組合、第3セクター、民間リース会社	農林業者の組織する団体等がきのご王国支援事業計画書に基づき行う事業に要する経費				
	・きのご生産豪雨被害緊急支援事業	市町村	市町村がきのご王国支援事業(きのご生産緊急経営再建支援事業)事業計画書に基づいて行う事業に要する経費	当該経費の1/2以内(ただし、事業費の1/4を上限)	事業費の30%を超える増減	事業量の30%を超える変更	きのご生産豪雨被害緊急支援事業及びきのご生産施設等地震被害緊急支援事業では、遂行状況報告書の提出を省略する。
	・きのご生産施設等地震被害緊急支援事業	きのご生産者	きのご生産者がきのご王国支援事業(きのご生産施設等地震被害緊急支援事業)事業計画に基づいて行う事業に要する経費	当該経費の1/2以内	事業費の30%を超える増減	事業量の30%を超える変更	

番号	事業名	補助事業交付の対象となるもの	補助金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告書、遂行状況報告書に添付する添付書類
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	
D-3	農林水産業共同利用施設災害復旧事業	市町村、森林組合連合会、森林組合、生産森林組合、農業協同組合、農業組合連合会、農事組合法人、公益法人	<p>1 農林水産業施設災害復旧事業費 国庫補助事業の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号。以下「暫定法」という。)第3条第2項だ5号に規定する災害復旧事業に要する経費とする。</p> <p>2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。)第5条の規定による、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和37年政令第403号。以下「激甚法施行令」という。)第19条に定める地域において施行する災害復旧事業に要する経費とする。</p> <p>3 対象施設 農林水産業共同利用施設災害復旧事業事務取扱要綱(制定 昭和59年9月14日 59総第509号)による。</p>	<p>(基本率) 当該経費の2/10以内</p> <p>(激甚法高率) 当該経費の</p> <p>1 (1)激甚災害に 体処するための特別の財政援助等に関する法律(抄)1政令で定める地域については採択基準額40万円までは4/10以内、40万円を超える部分は9/10以内</p> <p>2 その他の地域については採択基準額40万円までは3/10以内、40万円を超える部分は5/10以内</p>	<p>1 施行箇所ごとの工事費が30%に相当する額を超える増減</p> <p>2 施行箇所ごとに雑費への流用による工事費の増減</p>	<p>1 年災別事業費相互間経費の配分の変更</p> <p>2 事業の施行箇所の変更又は事業主体の変更</p>	別記(農林水産業共同利用施設災害復旧事業)の様式による。
D-4	きのこ生産緊急経営再建支援事業	市町村	市町村がきのこ生産緊急経営再建支援事業実施計画に基づいて行う事業に要する次の経費の内、別に定めるきのこ生産緊急経営再建支援事業実施要領による経費 ・種菌購入経費 ・菌床材料購入経費 ・発生ビン購入経費	当該経費の1/2以内(ただし事業費の1/4を上限)	事業費の30%を超える増減	事業量の30%を超える変更	別記(きのこ生産緊急経営再建支援事業)の様式による。

番号	事業名	補助事業交付の対象となるもの	補助金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告書、遂行状況報告書に添付する添付書類																																																		
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更																																																			
D-5	きのこ生産資材価格高騰緊急対策事業	市町村、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、民間事業者(中小企業基本法第2条第1項第1号に該当する者に限る)	きのこ生産資材の導入に要する経費		事業費の増又は30%以上の減	事業実施主体が取りまとめ者である場合の、取りまとめる取組実施者の変更	別記(きのこ生産資材価格高騰緊急対策事業)の様式による。本事業では、遂行状況報告書の提出を省略する。																																																		
			<p>表1に示す定額の支援単価に取組実施者の次期生産量*を乗じて算出した額を補助額の上限とし、1取組実施者当たりの補助額は500万円までとする。</p> <p>ただし、国・県・市町村が実施する他の事業で、きのこ生産資材価格高騰緊急対策事業実施要領別記1第3第3項に定める資材の導入に係る補助を受けている場合は、本事業と合わせた補助額の合計が、きのこ生産資材価格高騰緊急対策事業実施要領別記1第3第2項に定める単位重量当たりの標準的な生産資材費の上昇額に次期生産量*を乗じた額を超えてはならない。</p> <p>表1 定額の支援単価 (単価:円/kg)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">品目</th> <th rowspan="3">栽培方法の別</th> <th colspan="4">栽培方法</th> </tr> <tr> <th colspan="2">菌床製造</th> <th colspan="2">菌床購入</th> </tr> <tr> <th>きのこ生産に係る経費のうち電気代が15%以上を占める取組実施者</th> <th>左記以外の取組実施者</th> <th>きのこ生産に係る経費のうち電気代が15%以上を占める取組実施者</th> <th>左記以外の取組実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>しいたけ</td> <td>菌床</td> <td>19.72</td> <td>14.09</td> <td>11.11</td> <td>7.94</td> </tr> <tr> <td>なめこ</td> <td>菌床</td> <td>12.03</td> <td>8.59</td> <td>13.51</td> <td>9.65</td> </tr> <tr> <td>えのきたけ</td> <td>菌床</td> <td>6.11</td> <td>4.36</td> <td>5.30</td> <td>3.78</td> </tr> <tr> <td>ぶなしめじ</td> <td>菌床</td> <td>7.92</td> <td>5.66</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>まいたけ</td> <td>菌床</td> <td>20.88</td> <td>14.91</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>きくらげ</td> <td>菌床</td> <td>16.50</td> <td>11.78</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>*次期生産量は、「令和7年度又は令和7年の生産量」と「令和4年度から令和6年度まで又は令和4年から令和6年までの年間平均生産量」のいずれか低いものとする。</p>		品目	栽培方法の別	栽培方法				菌床製造		菌床購入		きのこ生産に係る経費のうち電気代が15%以上を占める取組実施者	左記以外の取組実施者	きのこ生産に係る経費のうち電気代が15%以上を占める取組実施者	左記以外の取組実施者	しいたけ	菌床	19.72	14.09	11.11	7.94	なめこ	菌床	12.03	8.59	13.51	9.65	えのきたけ	菌床	6.11	4.36	5.30	3.78	ぶなしめじ	菌床	7.92	5.66	-	-	まいたけ	菌床	20.88	14.91	-	-	きくらげ	菌床	16.50	11.78	-	-			
品目	栽培方法の別	栽培方法																																																							
		菌床製造		菌床購入																																																					
		きのこ生産に係る経費のうち電気代が15%以上を占める取組実施者	左記以外の取組実施者	きのこ生産に係る経費のうち電気代が15%以上を占める取組実施者	左記以外の取組実施者																																																				
しいたけ	菌床	19.72	14.09	11.11	7.94																																																				
なめこ	菌床	12.03	8.59	13.51	9.65																																																				
えのきたけ	菌床	6.11	4.36	5.30	3.78																																																				
ぶなしめじ	菌床	7.92	5.66	-	-																																																				
まいたけ	菌床	20.88	14.91	-	-																																																				
きくらげ	菌床	16.50	11.78	-	-																																																				
E-1	森林(もり)の守り手育成事業(森林組合育成対策事業)	新潟県森林組合連合会	新潟県森林組合連合会が行う森林組合体制支援事業に要する次の経費 (1) 合併組合の経営基盤強化のための指導等 (2) 森林組合の活性化指導	当該経費の1/2以内	事業費の30%を超える増減	事業の実施組合の変更	別記(森林(もり)の守り手育成事業)の様式による。																																																		

番号	事業名	補助事業交付の対象となるもの	補助金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告書、遂行状況報告書に添付する添付書類
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	
F-1	県産材PR促進事業	地域協議会に所属している市町村及び木材関連業者、又は木材関連業者の組織する団体	<p>県産材の利用拡大に関する次の取組に要する経費</p> <p>(1)県産材販路拡大に関する取組 (2)県産材普及啓発に関する取組 (3)製材技術向上に関する取組 (4)木材利用技術向上に関する取組</p>	<p>補助対象経費の合計の1/2以内(ただし、(1)は40万円、(2)は20万円、(3)は17万5千円、(4)は20万円を補助金の上限とし、申請する取組区分の上限金額の合計を超えないものとする。)</p>	<p>事業費の30%を超える増減</p>		<p>別記(県産材PR促進事業)の様式による。</p>
F-2	ふるさと新潟木づかい事業	学校法人、社会福祉法人、NPO法人、民間事業者、市町村	<p>ふるさと新潟木づかい事業に要する次の経費</p> <p>1(1)木造施設整備事業 (PR効果の高い施設) (2)内装等木質化整備事業 (PR効果の高い施設) (3)外構等整備事業(PR効果の高い施設)</p> <p>県産材の使用に係る木工事費および 県産材の普及啓発用品に係る費用</p> <p>2(1)内装等木質化整備事業 (子育て・教育施設) (2)木製品等導入事業(子育て・教育施設)</p> <p>県産材の使用に係る木工事費および 県産材の普及啓発用品に係る費用</p>	<p>1 補助対象経費の合計の1/2以内(700万円を補助金の上限とする。)</p> <p>2 補助対象経費の合計の1/4以内((1)は100万円、(2)は50万円を補助金の上限とする。)</p> <p>県産材の使用に係る木工事費について、国補助事業等を併用する場合、補助対象経費の5/100以内(上限額は上記と同額)</p>	<p>事業費の30%を超える増減又は補助金額の増</p>	<p>施工箇所の変更</p>	<p>別記(ふるさと新潟木づかい事業)の様式による。</p>

番号	事業名	補助事業交付の対象となるもの	補助金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告書、遂行状況報告書に添付する添付書類																																																
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更																																																	
F-3	県産材で家づくり総合対策事業	1 県産材を利用した住宅建築に取り組む工務店等	1 新潟県産材の家づくり支援事業 (通常支援メニュー) 県産材住宅の建築に要する経費				別記(県産材で家づくり総合対策事業)の様式による。本事業では、遂行状況報告書の提出を省略する。																																																
<p>① 1棟当りの補助額 表1に示す条件を満たし、かつ、表2に示す使用量に応じた額を補助する。</p> <p>② 加算 県産瓦加算 15万円 19万円 26万円/棟 県産畳加算 2.4万円~12万円/棟 しっくい塗り加算 5万円 11万円 14万円 19万円/棟 珪藻土塗り加算 4万円 8万円 10万円 13万円/棟 ※しっくい塗りと珪藻土塗りを併用する場合、上限19万円まで ※表3に示す基準を満たした場合加算する。</p> <p>表1 使用する木材の条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>工事種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県産材使用量</td> <td>新築：3m³以上</td> </tr> <tr> <td>リフォーム：1m³以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2 補助基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">県産材 使用量</td> <td>1m³以上3m³未満 ※リフォームに限る</td> <td>4,800円/m³</td> </tr> <tr> <td>3m³以上5m³未満</td> <td>2.4万円</td> </tr> <tr> <td>5m³以上10m³未満</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>10m³以上15m³未満</td> <td>8万円</td> </tr> <tr> <td>15m³以上20m³未満</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>20m³以上</td> <td>19万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>表3 規模別加算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">加算の種類</th> <th colspan="2">補助基準</th> </tr> <tr> <th>100m²未満</th> <th>15万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">県産瓦</td> <td>100m²以上 166m²未満</td> <td>19万円</td> </tr> <tr> <td>166m²以上</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">6,000円/畳</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ただし、最小畳数は4.5畳で2.4万円。上限12万円。畳数は小数点以下切り捨て。4.5畳以上5畳未満は4.5畳とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">しっくい・ 珪藻土塗り</td> <td>20m²以上 40m²未満</td> <td>5万円</td> <td>珪藻土 4万円</td> </tr> <tr> <td>40m²以上 60m²未満</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> </tr> <tr> <td>60m²以上 80m²未満</td> <td>14万円</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>80m²以上</td> <td>19万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table>								項目	工事種別	県産材使用量	新築：3m ³ 以上	リフォーム：1m ³ 以上			補助額	県産材 使用量	1m ³ 以上3m ³ 未満 ※リフォームに限る	4,800円/m ³	3m ³ 以上5m ³ 未満	2.4万円	5m ³ 以上10m ³ 未満	4万円	10m ³ 以上15m ³ 未満	8万円	15m ³ 以上20m ³ 未満	13万円	20m ³ 以上	19万円	加算の種類	補助基準		100m ² 未満	15万円	県産瓦	100m ² 以上 166m ² 未満	19万円	166m ² 以上	26万円	6,000円/畳		ただし、最小畳数は4.5畳で2.4万円。上限12万円。畳数は小数点以下切り捨て。4.5畳以上5畳未満は4.5畳とする。		しっくい・ 珪藻土塗り	20m ² 以上 40m ² 未満	5万円	珪藻土 4万円	40m ² 以上 60m ² 未満	11万円	8万円	60m ² 以上 80m ² 未満	14万円	10万円	80m ² 以上	19万円	13万円
項目	工事種別																																																						
県産材使用量	新築：3m ³ 以上																																																						
	リフォーム：1m ³ 以上																																																						
		補助額																																																					
県産材 使用量	1m ³ 以上3m ³ 未満 ※リフォームに限る	4,800円/m ³																																																					
	3m ³ 以上5m ³ 未満	2.4万円																																																					
	5m ³ 以上10m ³ 未満	4万円																																																					
	10m ³ 以上15m ³ 未満	8万円																																																					
	15m ³ 以上20m ³ 未満	13万円																																																					
	20m ³ 以上	19万円																																																					
加算の種類	補助基準																																																						
	100m ² 未満	15万円																																																					
県産瓦	100m ² 以上 166m ² 未満	19万円																																																					
	166m ² 以上	26万円																																																					
	6,000円/畳																																																						
	ただし、最小畳数は4.5畳で2.4万円。上限12万円。畳数は小数点以下切り捨て。4.5畳以上5畳未満は4.5畳とする。																																																						
しっくい・ 珪藻土塗り	20m ² 以上 40m ² 未満	5万円	珪藻土 4万円																																																				
	40m ² 以上 60m ² 未満	11万円	8万円																																																				
	60m ² 以上 80m ² 未満	14万円	10万円																																																				
	80m ² 以上	19万円	13万円																																																				

番号	事業名	補助事業交付の対象となるもの	補助金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告書、遂行状況報告書に添付する添付書類																																																					
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更																																																						
F-3	県産材で家づくり総合対策事業	2 令和6年能登半島地震で被災し、市町村から「罹災証明書」又は「被災届出証明書等」が発行された住宅等について、県産材を使用して再建する工務店等	2 新潟県産材の家づくり支援事業(復興支援メニュー) 県産材住宅の建築に要する経費				別記(県産材で家づくり総合対策事業)の様式による。本事業では、遂行状況報告書の提出を省略する。																																																					
<p>① 1棟当りの補助額 表1に示す条件を満たし、かつ、表2に示す使用量に応じた額を補助する。</p> <p>② 加算 県産瓦加算 県産瓦代金の1/2以内(上限 30万円) 38万円 52万円/棟 県産畳加算 2.4万円~12万円/棟 しっくい塗り加算 5万円 11万円 14万円 19万円/棟 珪藻土塗り加算 4万円 8万円 10万円 13万円/棟 ※しっくい塗りと珪藻土塗りを併用する場合、上限19万円まで ※表3に示す基準を満たした場合加算する。</p> <p>表1 使用する木材の条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>工事種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県産材使用量</td> <td>新築：5m³以上 リフォーム：1m³以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2 補助基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">県産材 使用量</td> <td>1m³以上5m³未満 ※リフォームに限る</td> <td>9,600円/m³</td> </tr> <tr> <td>5m³以上10m³未満</td> <td>8万円</td> </tr> <tr> <td>10m³以上15m³未満</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>15m³以上20m³未満</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>20m³以上</td> <td>38万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>表3 規模別加算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>加算の種類</th> <th colspan="2">補助基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">県産瓦</td> <td>100m²未満</td> <td>県産瓦代金の1/2以内 上限 30万円</td> </tr> <tr> <td>100m²以上 166m²未満</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>166m²以上</td> <td>52万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,000円/畳</td> </tr> <tr> <td>県産畳</td> <td colspan="2">ただし、最小畳数は4.5畳で2.4万円。上限12万円。畳数は小数点以下切り捨て。4.5畳以上5畳未満は4.5畳とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">しっくい・ 珪藻土塗り</td> <td></td> <td>しっくい</td> <td>珪藻土</td> </tr> <tr> <td>20m²以上 40m²未満</td> <td>5万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>40m²以上 60m²未満</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> </tr> <tr> <td>60m²以上 80m²未満</td> <td>14万円</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>80m²以上</td> <td>19万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								項目	工事種別	県産材使用量	新築：5m ³ 以上 リフォーム：1m ³ 以上			補助額	県産材 使用量	1m ³ 以上5m ³ 未満 ※リフォームに限る	9,600円/m ³	5m ³ 以上10m ³ 未満	8万円	10m ³ 以上15m ³ 未満	16万円	15m ³ 以上20m ³ 未満	26万円	20m ³ 以上	38万円	加算の種類	補助基準		県産瓦	100m ² 未満	県産瓦代金の1/2以内 上限 30万円	100m ² 以上 166m ² 未満	38万円	166m ² 以上	52万円		6,000円/畳	県産畳	ただし、最小畳数は4.5畳で2.4万円。上限12万円。畳数は小数点以下切り捨て。4.5畳以上5畳未満は4.5畳とする。		しっくい・ 珪藻土塗り		しっくい	珪藻土	20m ² 以上 40m ² 未満	5万円	4万円	40m ² 以上 60m ² 未満	11万円	8万円	60m ² 以上 80m ² 未満	14万円	10万円	80m ² 以上	19万円	13万円				
項目	工事種別																																																											
県産材使用量	新築：5m ³ 以上 リフォーム：1m ³ 以上																																																											
		補助額																																																										
県産材 使用量	1m ³ 以上5m ³ 未満 ※リフォームに限る	9,600円/m ³																																																										
	5m ³ 以上10m ³ 未満	8万円																																																										
	10m ³ 以上15m ³ 未満	16万円																																																										
	15m ³ 以上20m ³ 未満	26万円																																																										
	20m ³ 以上	38万円																																																										
加算の種類	補助基準																																																											
県産瓦	100m ² 未満	県産瓦代金の1/2以内 上限 30万円																																																										
	100m ² 以上 166m ² 未満	38万円																																																										
	166m ² 以上	52万円																																																										
		6,000円/畳																																																										
県産畳	ただし、最小畳数は4.5畳で2.4万円。上限12万円。畳数は小数点以下切り捨て。4.5畳以上5畳未満は4.5畳とする。																																																											
しっくい・ 珪藻土塗り		しっくい	珪藻土																																																									
	20m ² 以上 40m ² 未満	5万円	4万円																																																									
	40m ² 以上 60m ² 未満	11万円	8万円																																																									
	60m ² 以上 80m ² 未満	14万円	10万円																																																									
	80m ² 以上	19万円	13万円																																																									

番号	事業名	補助事業交付の対象となるもの	補助金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告書、遂行状況報告書に添付する添付書類
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	
F-4	県産材輸出拡大プロジェクト推進事業	林業事業者、輸出事業者、木材流通業者等 (ただし、林業事業者は2者以上参加するものとし、参加事業者は木材生産・供給等の共同化に関する協定等を締結すること)	県内の輸出港へ丸太を供給する体制の整備に係る経費 1 共同計画の策定 2 中間土場の設置	1 定額(箇所当たり10万円以内) 2 当該経費の1/2以内(助成額の上限は、箇所当たり150万円とする。)			別記(県産材輸出拡大プロジェクト推進事業)の様式による。
F-5	異業種等連携による木材供給拡大事業	民間事業者、森林組合等	異業種等連携による木材供給拡大事業に要する次の経費 1 参入初期支援 (1)森林作業道開設のための調査・設計 (2)機械レンタル経費 (3)県内林業事業者と新規参入者との連携に要する経費 2 県外林業事業者参入定着支援 施業期間中の滞在費、現場休憩所等レンタル経費 3 連携支援 新たに県外事業者と連携を図るための旅費	【1年目】 当該経費の1/2以内 【2年目】 当該経費の1/3以内 【3年目】 当該経費の1/4以内 3については、1県外事業者に関し1回(1年目1/2以内)のみ支援			別記(異業種等連携による木材供給拡大事業)の様式による。
F-6	つなぐプロジェクト活動支援事業	つなぐプロジェクトの構成メンバーである事業者、団体	森林資源活用プランに基づいて行う、県産材の販路拡大の取組に要する経費	定額 【上限】 補助1年目:40万円/地区 補助2年目:20万円/地区 (但し、プラン策定から2年目以降の地区は上記の半額とする)	事業費の30%を超える増減		別記(つなぐプロジェクト活動支援事業)の様式による。

番号	事業名	補助事業交付の対象となるもの	補助金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告書、遂行状況報告書に添付する添付書類
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	
G-1	林地崩壊防止事業	市町村	国が補助の対象とする林地崩壊防止事業に要する経費の内、別に定める新潟県森林保全関係補助事業実施要領による経費	当該経費の85%以内	1 施行箇所別の本工事費等の30%(30%に相当する額が150万円以下であるときは150万円)を超える増額 2 市町村ごとの機械器具費及び営繕費のそれぞれ30%を超える増、並びに工事費の10%を超える増 3 工事費の事務雑費への流用	施行箇所の変更	別記(森林保全関係補助事業)の様式による。
G-2	災害関連山地災害危険地区対策事業	市町村	国が補助の対象とする、災害関連山地災害危険地区対策事業に要する経費の内、別に定める新潟県森林保全関係事業実施要領による経費	災害関連山地災害危険地区対策事業実施要領(S63.4.7林野治950号)により定める事業要件の当該経費の 90%以内 85%以内 75%以内 の3区分	1 施行箇所ごとの本工事費等の30%(30%に相当する額が150万円以下である時は150万円)を超える増額 2 市町村ごとの機械器具費及び営繕費のそれぞれ30%を超える増、並びに工事費の10%を超える増額 3 工事費の事務雑費への流用	施行箇所の変更	別記(森林保全関係補助事業)の様式による。

番号	事業名	補助事業交付の対象となるもの	補助金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告書、 遂行状況報告書に添付する 添付書類
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	
G-3	小規模補助治山事業	市町村	知事が必要と認める、別に定める新潟県森林保全関係補助事業実施要領による経費	当該経費の6/10以内	施行箇所別の本工事費等の30%を超える増額	施行箇所の変更	別記(森林保全関係補助事業)の様式による。
G-4	森林機能保全整備事業(補助)	市町村	知事が必要と認める、別に定める新潟県森林保全関係補助事業実施要領による経費	新潟県森林保全関係補助事業実施要領により定める事業対策別要件により定める当該経費の 6/10以内 1/2以内 の2区分	施行箇所別の本工事費等の30%を超える増額	施行箇所の変更	別記(森林保全関係補助事業)の様式による。
G-5	緑のばんそうこう事業(補助)	市町村	知事が必要と認める、別に定める新潟県森林保全関係補助事業実施要領による経費	当該経費の1/2以内	施行箇所別の本工事費等の30%を超える増額	施行箇所の変更	別記(森林保全関係補助事業)の様式による。

番号	事業名	補助事業交付の対象となるもの	補助金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告書、遂行状況報告書に添付する添付書類
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	
H-1	県単森林病虫害等対策事業	市町村、森林組合及び松林の所有者又は管理者、知事が適当と認めたもの	知事が必要と認める、別に定める新潟県森林保全関係補助事業実施要領による経費	当該経費の50%以内	事業費の30%を超える増減	1 事業量の30%を超える減少 2 施行箇所の変更	別記(県単森林病虫害等対策事業・森林保全関係補助事業)の様式による。
H-2	国庫補助森林病虫害等対策事業(森林病虫害等防除事業)	市町村、森林組合及び松林の所有者又は管理者、知事が適当と認めたもの	国が補助の対象とする森林病虫害等防除事業に要する経費の内、別に定める新潟県森林保全関係補助事業実施要領による経費	当該経費の75%	事業費の30%を超える増減	1 事業量の30%を超える減少 2 施行箇所の変更	別記(国庫補助森林病虫害等対策事業・森林保全関係補助事業)の様式による。
H-3	国庫補助森林病虫害等対策事業(森林環境保全整備事業、農山漁村地域整備交付金)	市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農林公社、森林所有者が主たる構成員となって農林水産大臣が定める規約を有する団体、森林経営計画策定者、森林経営管理法の規定により県が公表した民間事業者	森林造成の目的で行う次の事業に要する経費 特定機能回復事業 保全松林緊急保護整備	当該経費の7/10			1 別記(民有林造林事業等)の様式による。 2 交付申請書の提出時期は附表による。

番号	事業名	補助事業交付の対象となるもの	補助金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告書、遂行状況報告書に添付する添付書類
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	
H-4	樹種転換緊急促進対策事業	市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農林公社、森林所有者が主たる構成員となって農林水産大臣が定める規約を有する団体、森林経営計画策定者、森林経営管理法の規定により県が公表した民間事業者	松くい虫被害対策として行う樹種転換に伴う植栽およびその後の下刈りに要する経費	当該経費の3/10以内			1 別記(民有林造林事業等)の様式による。 2 交付申請書の提出時期は附表による。
H-5	拠点の森づくり事業	公益社団法人にいがた緑の百年物語緑化推進委員会	知事が必要と認める、別に定める新潟県森林保全関係補助事業実施要領による経費	定額 250,000円以内/開催地	事業費の30%を超える増減	事業実施箇所の変更	別記(拠点の森づくり事業)の様式による。
H-6	花粉の少ないスギ苗木の生産拡大事業	花粉の少ないスギ苗木の生産に取り組む民間事業者等	知事が必要と認める、別に定める新潟県森林保全関係補助事業実施要領による経費	定額 75,000円以内/民間事業者			別記(花粉の少ないスギ苗木の生産拡大事業)の様式による。
H-7	花粉の少ない森林への転換促進支援事業	知事が適当と認める民間事業者(以下「事業参加者」という。)	事業参加者が事業の実施に要する以下の経費 (1)花粉の少ない森林への転換促進の支援に係る事務関係経費 (2)花粉の少ない森林への転換活動に対する支援に係る経費 1 植替活動金 2 植替促進費	当該経費 定額	交付対象経費(1)及び(2)の30%を超える増減	交付対象経費(1)及び(2)に係る事業の新設及び廃止	別記(花粉の少ない森林への転換促進支援事業)の様式による。

番号	事業名	補助事業交付の対象となるもの	補助金交付の対象経費及び交付の基準		知事の承認を必要とする重要な変更		交付申請書、実績報告書、遂行状況報告書に添付する添付書類
			対象となる経費	交付の基準	経費の配分の変更	事業内容の変更	
I-1	森林資源デジタル管理推進対策事業						
	・レーザ計測情報整備事業	知事が事業実施主体として認める市町村、林業経営体等	国が補助の対象とする森林資源デジタル管理推進対策事業に要する経費の内、別に定める新潟県森林保全関係補助事業実施要領による経費	定額 当該経費の1/2以内	事業費の30%を超える増減	事業実施主体の変更	別記(森林資源デジタル管理推進対策事業)の様式による。
I-2	スマート林業強化支援事業						
	路網線形設計支援ソフト整備	市町村、林業経営体等	効率的な路網線形の設計を支援するソフトウェアの導入に要する経費	定額(助成額の上限は、1式当たり70万円とする。)	事業費の30%を超える増減	事業実施主体の変更	別記(スマート林業強化支援事業)の様式による。
	ICT生産管理ソフト等整備	市町村、国立大学法人、効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として林野庁長官が別に定める考え方に則って知事が選定した林業経営体、森林組合等(森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。)、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第11条第1項に規定する林業労働力確保支援センター、その他知事が事業実施主体として適当と認める団体等	ICT生産管理ソフト等の導入等に要する経費	当該経費の1/2以内			